

## 京都市立旭丘中学校 部活動運営方針

### 1 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸ばし、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

### 2 位置づけ

学校教育活動として教育課程外で行われるものであり、生徒会活動の一部に位置付ける。

### 3 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ①活動に必要な部員がいること。
- ②顧問がいること。
- ③校内に活動場所を確保できること。

### 4 部員

入部は自由意志により、一人1部とする。入退部は担任・顧問の許可を必要とする。

### 5 運営規定

#### (1)活動期間・活動時間

4月1日から翌年3月31日とする。

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等）は3時間程度を原則とする。

長期休業期間中は、8時30分から活動可とする。

#### (2)完全下校

部活動終了は16時45分、完全下校は17時とする。

#### (3)休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

#### (4)活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間(ただし、試験最終日は除く)。

(中体連主催の試合のみ、テスト期間内の活動を認めるものとする。)

② 夏季・冬季及び年末年始の学校閉鎖期間。

③ 入学式前日、卒業式前日、卒業式当日。

④ 体育祭当日、文化祭当日(合唱コンクール)。

⑤ 校外での活動日。

⑥ 職員会議日。

⑦ 毎週木曜日(ただし、変更の場合あり)。

⑧ 懇談会週間の悪天候時。

⑨ その他学校長、職員会議で休止と定めた日。

#### (5)部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、必ず年度ごとに保護者に対し会計報告を行う。

#### (6)その他

次年度の入部希望者がいない場合は、廃部を検討する。